【物品の部－市内】

いわき市入札参加資格審査申請書提出要領
（物品の部）

本店又は本社の所在地が市内で新規登録又は業種の追加を希望する方を対象にいわき市が下記の登録期間中に行う競争入札に参加を希望する方の「入札参加資格審査申請」を次のとおり受け付けます。

申請にあたっては、本要領の内容を十分に確認の上、提出してください。

なお、本要領の中で、特にご確認いただきたい箇所については「重要」の表記を付けていますので、ご留意ください。

1　受付期間　重要 令和８年 11 月１日（日）から令和８年 11 月 30 日（月）まで
（受付期間末日の消印有効）

2　申請書類の提出

⑴　提出方法

一般書留郵便、簡易書留郵便または**レターパックプラス（赤色）**による郵送

【　送　付　先　】	いわき市財政部契約課物品契約係
	〒970－8686　いわき市平字梅本 21 番地
【問い合わせ先】	TEL（直通）0246（22）1136
	（FAX）0246（22）1251

※　封筒の表側に重要「入札参加資格審査申請書在中（物品の部）」と記入してください。
なお、登録部門が複数ある場合は１つの封筒に同封してかまいませんが、登録通知送付用の 110 円切手は、登録部門毎に１枚添付する必要がありますのでご注意ください。

⑵　記載事項に係る基準日について

申請書等の記載事項に係る基準日は、重要 令和８年 10 月１日現在となります。

⑶　注意事項

ア　指定された期間外の申請は、受け付けません。

イ　申請書類様式は、本市ホームページからダウンロードをお願いします。

ウ　申請書類に不備等がある場合は、ＦＡＸ等でその内容を連絡しますので、重要 令和８年 12 月 11 日（金）（必着）までに**訂正又は追加**をして郵送等により再提出してください。

エ　受付期間終了後は、受理した申請内容の変更はできません。提出にあたって、申請書類を十分に確認してください。

3　登録期間　登録の日から令和 10 年３月 31 日まで

※　書類審査の結果及び審査内容については、令和９年３月中旬に、入札参加資格審査申請書に記載された「申請者」へ通知します。

【物品の部－市内】

4　審査方法

【適格審査】

次に掲げる者に該当しないかを審査します。

⑴　特別の理由がある場合を除くほか、入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

⑵　法令の規定により営業に関し許可、認可、登録等を受けていることを必要とされる場合において、これを受けていない者

⑶　法人税又は所得税、消費税及び地方消費税並びにいわき市に納めるべき市税を納付していない者

⑷　いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成 22 年２月 22 日制定）第４条第１項に規定する排除措置対象者に該当する者

⑸　営業を開始して１年に満たない者

⑹　経営状態が著しく不健全であると認められる者

⑺　資格の審査に関する申請書その他の添付書類について虚偽の事項を記載した者

⑻　次のいずれかに該当すると認められる者で、申請期間の末日において、いわき市競争入札有資格者指名停止等措置要綱（平成 28 年３月 30 日制定）に基づく指名停止の期間にあるもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）

ア　契約の履行に当たり、物品の品質又は数量に関して不正の行為をした者

イ　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ　地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条の２第１項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

⑼　社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。以下同じ。）に加入していない者（ただし、社会保険等の適用が除外されている場合を除く。）

※　⑴～⑼のいずれかに該当する場合は、申請を受理できません。

※　上記⑻により、いわき市が実施する競争入札への参加を停止されている者については、停止期間満了後の 30 日以内に限り申請を受け付けます。ただし、登録期間は、登録をした日から「３登録期間」の末日までとします。

5　その他

⑴　申請内容のうち「商号又は名称」、「所在地」及び「営業種目」（委任先を含む。）については、登録後に窓口（契約課）及び市ホームページにて公表しますので、御承知おきください。

⑵　受付期間終了後は、**重要** **登録営業種目の追加はできません。**

【物品の部－市内】

６　受付営業種目一覧

営 業 種 目 分 類 一 覧

種目ｺｰﾄﾞ	種目名	種目ｺｰﾄﾞ	種目名	種目ｺｰﾄﾞ	種目名
01	文房具･事務機･教材	08	建設資材	15	被服･縫製品･室内装飾品･染物
02	印刷･製本	09	電気機器･通信機器	16	運動具
03	薬品	10	光学機器･理化学機器	17	写真･カメラ
04	燃料	11	時計･貴金属	18	履物･かばん
05	看板･記章･標識	12	消防機器･消防資材	19	食料品･荒物･雑貨
06	車両･舟艇	13	家具･木工品	20	厨房機器
07	産業用機械	14	贈答品	21	その他

別紙様式「登録営業種目」に登録を希望する品目コード及び品目名を記入してください。

01　文房具･事務機･教材

品目ｺｰﾄﾞ	品目名	主な内容
010101	文房具･事務用品	一般事務用品、スチール製事務机･椅子等、選挙事務用品、乾電池等
010102	事務機器	レジスター、金庫、シュレッダー、投票用紙計数機、自動認証機等
010103	OA 機器･OA 関連用品	パソコン、複写機、印刷機、ファクシミリ、トナーカートリッジ等
010104	各種用紙	(モノクロ･カラー)コピー用紙、和紙、洋紙、記録紙等
010105	印章	印章、ゴム印等
010106	学校用教材	学校教材具、黒板、製図器、手芸用品、ミシン、模型、標本、交通安全用教材等
010107	幼稚園･保育園用教材	保育教材等
010108	幼稚園･保育園用遊戯具	遊戯具
010109	視聴覚用教材	映画フィルム、ビデオソフト、スライドフィルム等
010110	楽器	各種楽器、楽譜、調律等
010111	図書	一般図書、教科書、指導書、地図、図書カード等
010112	その他	(取り扱う内容を具体的に記入してください。)

02　印刷･製本

品目ｺｰﾄﾞ	品目名
020201	チラシ(ダイレクトメールを含む。)、パンフレット(カタログ、リーフレット)、ポスター、チケット等
020202	カレンダー、手帳等
020203	ラベル(シール、ステッカー)等
020204	新聞(PR 誌、広報誌、機関紙)等
020205	学術誌、学校簿冊、教科書(副読本)等
020206	図録(写真集、画集、複製画)
020207	資料集、文集、報告書、議案書等
020208	複写伝票(ノーカーボン等)
020209	ナンバー印刷(チケット、伝票等)
020210	名刺、はがき、封筒、賞状等
020211	地図調製
020212	OCR･OMR 印刷
020213	連続伝票
020214	プリペイドカード(クオカード、テレフォンカード)
020215	製本(合本)
020216	企画、デザイン
020217	その他　(取り扱う内容を具体的に記入してください。)

※「02 印刷･製本」で登録を希望する場合は、別紙様式「印刷設備調書」の提出が必要です。
　印刷設備を保有していない方は、「02 印刷･製本」での登録ができません。
※「企画、デザイン」のみを取扱う場合は「入札参加資格（役務の提供の部）」で申請してください。

営 業 種 目 分 類 一 覧

別紙様式「登録営業種目」に登録を希望する品目コード及び品目名を記入してください。

03　薬品

品目ｺｰﾄﾞ	品目名	主な内容
030301	医療用薬品	医療用薬品、医療用ガス、麻薬、ワクチン等
030302	衛生材料	各種衛生材料、介護用品等
030303	工業用薬品	塩素、高分子凝集剤、消石灰、脱臭剤、消毒薬剤、水処理剤、ろ過剤、ゼオライト等
030304	検査試薬	
030305	農業用薬剤	除草剤、肥料等
030306	動物用薬剤	各種駆除剤等
030307	火薬	
030308	その他	（取り扱う内容を具体的に記入してください。）

※次の品目の登録には許可証等の写しを添付してください（支店･営業所等で登録する場合は、許認可証等は支店･営業所等で受けたものが必要です）。

・毒物･劇物に該当する品目：毒物劇物一般販売業登録票
・医療用薬品：卸売販売業許可証又は医薬品販売業許可証
・麻薬：麻薬卸売業者免許証

04　燃料

品目ｺｰﾄﾞ	品目名	主な内容
040401	車両用燃料	ガソリン、軽油、混合油、オイル等
040402	冷暖房用燃料	A 重油、灯油、石炭、木炭、薪等
040403	気体燃料	プロパンガス
040404	その他	（取り扱う内容を具体的に記入してください。）

※次の品目の登録には許可証等の写しを添付してください（支店･営業所等で登録する場合は、許認可証等は支店･営業所等で受けたものが必要です）。

・ガソリン等:危険物取扱所許可書、揮発油販売業者登録通知書
・灯油：危険物取扱所許可書
・プロパンガス：液化石油ガス販売事業登録通知書

05　看板･記章･標識

品目ｺｰﾄﾞ	品目名	主な内容
050501	看板	屋内･屋外広告物、各種掲示板等
050502	標識	家屋調査済証、原動機付自転車番号票、道路標識等
050503	記章	バッジ、名札、室内札等
050504	展示品･模型	展示品、模型
050505	その他	（取り扱う内容を具体的に記入してください。）

※屋外広告物で登録を希望する場合は、いわき市（都市計画課）で発行された屋外広告業登録済証又は特例屋外広告業届出済証の写しを添付してください。

06　車両･舟艇

品目ｺｰﾄﾞ	品目名	主な内容
060601	一般車両販売	普通自動車、軽自動車、トラック、マイクロバス
060602	特殊車両販売	図書館車、移動入浴車、散水車、グレーダー、フォークリフト、スポーツレイキ等
060603	車両整備	修理、定期点検、車検等
060604	車両用品･部品	バッテリー、タイヤ、エンジンオイル等
060605	バイク･自転車	自動二輪車、原動機付自転車、自転車
060606	舟艇	舟艇製造販売、整備、関連用品

※車両整備で登録を希望する場合は、指定書又は認証書の写しを添付してください（支店･営業所等で登録する場合、許認可証等は支店･営業所等で受けたものが必要です）。
※消防自動車･救急自動車等の車両は、「12 消防機器･消防資材」で登録してください。

【物品の部－市内】

営 業 種 目 分 類 一 覧

別紙様式「登録営業種目」に登録を希望する品目コード及び品目名を記入してください。

07　産業用機械

品目ｺｰﾄﾞ	品目名	主な内容
070701	建設用機械	ブルドーザー、ロードローラー、クレーン、パワーショベル、杭打機、削岩機等
070702	工作用機械	旋盤、プレス機械、研削機、切断機、溶接機、木工機械、電動工具等
070703	農林水産用機械	草刈機、チェーンソー、噴霧器、集材機、魚群探知機等
070704	その他	生ごみ処理機、焼却炉設備機器、その他の機械、機械用部品等 （取り扱う内容を具体的に記入してください。）

08　建設資材

品目ｺｰﾄﾞ	品目名	主な内容
080801	石材類	玉石、砂利、川砂、山砂、砕石等
080802	セメント類	セメント、コンクリート製品、生コン等
080803	鋼材類	鉄鋼製品、鋳鉄製品、陶管類、非鉄金属、サッシ類
080804	木材類	木材、合板、竹材、丸太等
080805	油脂類	アスファルト及び乳剤、石油製品（04 燃料を除く。）
080806	塗料類	塗料、溶剤、接着剤、防水剤等
080807	建具･畳類	襖、障子、畳類
080808	仮設資材	組立物置、仮設ハウス、仮設トイレ等
080809	その他	融雪剤、土のう袋、ガラス、断熱材、油処理剤、油防除資材、植木、種苗、 吹付用資材、ブルーシート等（取り扱う内容を具体的に記入してください。）

09　電気機器･通信機器

品目ｺｰﾄﾞ	品目名	主な内容
090901	家庭用電気機器	冷蔵庫、洗濯機、テレビ、照明器具、エアコン、ストーブ等
090902	施設用電気機器	発電機、変圧器、インバーター、分電盤、制御盤、業務用空調機器、冷蔵庫、 洗濯機、ソーラーパネル、高圧洗浄機等
090903	通信機器	無線機器、電話交換機、携帯電話、放送設備機器、通信回線設備機器、 緊急通報装置等
090904	その他	駐車場設備、音響機器、電気自動車用急速充電器、ドローン等 （取り扱う内容を具体的に記入してください。）

10　光学機器･理化学機器

品目ｺｰﾄﾞ	品目名	主な内容
101001	理化学機器	分析機器、試験実験機器、光学機器、電子顕微鏡、殺菌機、実験台等
101002	医療用機器	医療用機械器具、医療用具、X 線フィルム等
101003	介護用機器	介護用機械器具、介護用具、福祉機器等
101004	計測用機器	気象観測機器、環境測定機器、電子測定機器、メーター計器、 放射線測定機器、はかり等
101005	その他	（取り扱う内容を具体的に記入してください。）

※販売又は修繕に当たり許認可等が必要な品目の登録には、許可証等の写しを添付してください（支店･営業所等で登録する場合は、許認可証等は支店･営業所等で受けたものが必要です）。

11　時計･貴金属

品目ｺｰﾄﾞ	品目名	主な内容
111101	時計	
111102	眼鏡	
111103	宝飾品	

【物品の部－市内】

営 業 種 目 分 類 一 覧

別紙様式「登録営業種目」に登録を希望する品目コード及び品目名を記入してください。

12　消防機器･消防資材

品目ｺｰﾄﾞ	品目名	主な内容
121201	消防自動車販売	
121202	救急自動車販売	
121203	消防ポンプ	
121204	消防用ホース	
121205	消火器	
121206	消防器具	消防標識等
121207	防災･救命器具	空気呼吸器用軽量ボンベ、ライフジャケット、防煙･防塵マスク、救出用工具、ヘルメット、ポータブルガス検知器、緊急情報自動起動ラジオ、火災報知機、火災警報器等
121208	消防用被服	活動服、防火服、防火帽、防火手袋、救助服、救急服等
121209	備蓄品	アルファ米、乾パン缶詰、パン缶詰、保存用飲料水、ガソリン缶詰等
121210	その他	（取り扱う内容を具体的に記入してください。）

13　家具･木工品

品目ｺｰﾄﾞ	品目名	主な内容
131301	家具	木製家具、応接セット、ベッド、書架等
131302	木工品	木製テーブル、椅子等

14　贈答品

品目ｺｰﾄﾞ	品目名	主な内容
141401	記念品･贈答品	
141402	トロフィー･盾	

15　被服･縫製品･室内装飾品･染物

品目ｺｰﾄﾞ	品目名	主な内容
151501	被服	事務服、作業服、白衣、防寒服、保育師被服等
151502	寝具	布団、毛布、ベッドマット、座布団、シーツ等
151503	室内装飾品	カーテン、ブラインド、絨毯、カーペット等
151504	染物	法被、半天、風呂敷、旗、幕等
151505	縫製品	暗幕、どん帳、テント等
151506	タオル･軍手	
151507	帽子	

※消防用被服は、「12 消防機器・消防資材」の「121208 消防用被服」で登録してください。

16　運動具

品目ｺｰﾄﾞ	品目名	主な内容
161601	運動用具	各種運動用具、武道具、ダイビング用品、登山具、キャンプ用具、スポーツ石灰等
161602	スポーツウェアー	スポーツウェアー、スポーツシューズ等

17　写真・カメラ

品目ｺｰﾄﾞ	品目名	主な内容
171701	撮影用機器	カメラ、ビデオ等
171702	写真材料	フィルム、ビデオテープ等
171703	現像焼付	一般現像焼付、青写真焼付等

【物品の部－市内】

営 業 種 目 分 類 一 覧

別紙様式「登録営業種目」に登録を希望する品目コード及び品目名を記入してください。

18　履物・かばん

品目ｺｰﾄﾞ	品目名	主な内容
181801	履物	長靴、作業靴、安全靴等
181802	鞄	

19　食料品・荒物・雑貨

品目ｺｰﾄﾞ	品目名	主な内容
191901	一般食品	穀類、食肉類、魚介類、鶏卵、青果物、乳製品、豆製品、缶詰類、冷凍食品等
191902	調味料	味噌、醤油、塩、油、その他調味料
191903	菓子類	和菓子、洋菓子、パン、その他菓子類
191904	酒・ジュース類	
191905	学校給食用品	給食用パン、給食用炊飯、給食用麺類
191906	お茶	
191907	荒物・金物	
191908	ポリ袋・包装資材	ごみ袋、各種ナイロン袋、段ボール等
191909	日用雑貨品	清掃用具、洗剤、ワックス、ゴム手袋等
191910	生花	
191911	その他	（取り扱う内容を具体的に記入してください。）

※次の品目の登録には許可証等の写しを添付してください（支店・営業所等で登録する場合は、許認可証等は支店・営業所等で受けたものが必要です）。

・食肉類、魚介類、乳製品：営業許可証
・塩：塩販売契約者証
・酒類：酒類販売業免許通知書

20　厨房機器

品目ｺｰﾄﾞ	品目名	主な内容
202001	家庭用厨房機器	流し台、湯沸器、ガス器具等
202002	施設用厨房機器	作業台、ボイラー、業務用食器洗浄機、冷凍冷蔵庫、食器消毒保管庫等
202003	厨房用品	食器類、陶器類等

21　その他

品目ｺｰﾄﾞ	品目名	主な内容
212101	リース・レンタル業	
212102	売り払い・資源回収	
212103	競輪事業関連機器	業務は、「役務の提供の部」
212104	舞台機器	業務は、「役務の提供の部」
212105	火葬場消耗品・備品	
212106	プラネタリウム関連機器	
212107	システム販売	システム開発は、「役務の提供の部」
212108	動物・動物用消耗品等	動物、ケージ、診察台、流し台、飼料等
212109	電力供給	電力
212120	その他	（取り扱う内容を具体的に記入してください。）

※業務委託に関するものは、「入札参加資格（役務の提供の部）」で申請してください。
※自動車回収業を営む事業者が、当該事業について「212102 売り払い・資源回収」に登録を希望する場合は、使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）に基づく使用済自動車に関する「引取業者」、「フロン類回収業者」及び「解体業」の許可証の写しを提出してください。
※売り払い等で登録を希望する場合で、古物商の許可を取得している場合は、許可証の写しを添付してください（支店・営業所等で登録する場合、許可証等は支店・営業所等で受けたものが必要です）。
※「212109 電力供給」に登録を希望する場合は、電気事業法の規定に基づく小売電気事業者としての登録証の写しを提出してください。

物品販売等で許可、認可、登録等を要する主な営業種目一覧

入札参加希望営業種目が、法令の規定に基づく営業に関する許可、登録、認可、届出等を必要とする場合には、許可証等の写しを必ず添付してください。
支店・営業所等で登録する場合、許認可証等は支店・営業所等で受けたものが必要です。

この一覧には、主なものを掲載しています。

大分類		内容	許認可証等	根拠法令
コード	種目			
０３	薬品	毒物劇物	毒物劇物一般販売業登録票	毒物及び劇物取締法
		医療用薬品	卸売販売業許可証	医薬品医療機器等法
			医薬品販売業許可証	〃
		麻薬	麻薬卸売業者免許証	麻薬及び向精神薬取締法
０４	燃料	ガソリン、灯油等	危険物取扱所許可書	消防法
		ガソリン等	揮発油販売業者登録通知書 ※ガソリンスタンドを経営している方は、上記２種類が必要となります。	揮発油等の品質の確保等に関する法律
		プロパンガス	液化石油ガス販売事業登録通知書	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
０５	看板・記章・標識	屋外広告物	屋外広告業登録済証	いわき市屋外広告物条例
			特例屋外広告業届出済証	〃
０６	車両・舟艇	車両整備	指定自動車整備事業の指定書	道路運送車両法
			自動車分解整備事業の認証書	〃
１０	光学・理化学機器	医療用機器	管理医療機器販売業届出	医薬品医療機器等法
			高度管理医療機器等販売業許可証	〃
１９	食料品・荒物・雑貨	食肉類、魚介類、の販売(包装食品以外)	営業許可証	食品衛生法
		塩	塩販売契約者証	塩事業法
		酒類	酒類販売業免許通知書	酒税法
２１	その他	電力供給	小売電気事業者としての登録証	電気事業法

7　提出書類

⑴　申請書類は、**重要** **番号順に並べ、左上隅をダブルクリップ等でとめてください。**

⑵　★の書類は、「物品の部」以外にも同時に市に申請している場合において、当該他の申請に原本を添付しているときには、写しでも可とします。

「○」は必須、「△」は該当者のみの提出となります。

番号	提出書類	新規登録 法人	新規登録 個人	業種の追加	コピー	注意事項
①	入札参加資格審査申請受付確認票（物品の部）	○	○	○	・提出書類の□をチェックして提出すること。	
②	様式１　入札参加資格審査申請書（物品の部）（４枚１組）	○	○	○	－	・申請は、本社名で記載すること。 （申請書、適格審査、登録営業種目、経営状況の４枚）
③	印刷設備調書	△	△	△	－	・印刷・製本の営業種目に登録しようとする場合に提出すること。
④	営業証明書	－	○	－	不可	・営業証明書を発行しない市町村の場合は、直前２年間の確定申告書の写しを添付すること。
⑤	【法人】履歴事項全部証明書（商業登記事項証明書）	○	－	－	可	**・申請日前３箇月以内に発行されたものであること。** ・身分証明書は、本籍地の市町村長が発行するものであること。
	【個人】身分証明書　★	－	○	－	不可	
⑥	財務諸表　【法人】貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書	○	－	－	可	・申請日の直前１年間のものであること。
	財務諸表　【個人】所得税又は市町村民税の申告書	－	○	－	可	
⑦	国税の納税証明書　【法人】税務署様式「その３の３」	○	－	－	可	**・令和８年 10 月１日以降に発行されたものであること。** ※小切手等、金銭以外の方法で税を納めた場合には、証明書発行まで時間がかかる場合があるため、税務署に確認すること。 ※**徴収猶予**の適用を受け、納税証明書が発行されない場合には、契約課へ連絡し、別途必要書類の確認をすること。
	国税の納税証明書　【個人】税務署様式「その３の２」	－	○	－	可	
⑧	いわき市税の納税証明書　★	○	○	－	不可	**・令和８年 10 月１日以降に発行されたもの**で、別紙の「納税証明請求書」により証明されていること。 ※未納がないこと（納期未到来分を除く）
⑨	委任状　★	△	－	－	不可	・委任期間は、入札参加資格の有効期間と同じとすること。 ・委任先は１箇所とする。
⑩	営業に関する許可、認可又は登録証	△	△	△	可	・登録しようとする営業種目に関し、官公署から許可等を受けている場合に提出すること。
⑪	同意書　★	○	○	－	－	・本社名を記載すること。 ・記載例に沿って、申請日現在で在職している代表者、役員、監査役等を全員漏れなく記入すること。 ・役員等の住所は、住民登録地（住民票の住所）を記載すること。 ・法人の場合は商業登記に記載されている順番で記入すること。
⑫	入札参加資格制限確認票	○	○	○	－	**・既に、「いわき市入札参加有資格者名簿」の他部門に登録がある場合についても、申請日時点の内容を記載して提出すること。**
⑬	経営規模等に関する確認書類	△	△	－	可	・10 ページを参照し、該当する項目について提出すること。
⑭	登録通知送付用の切手	○	○	○	－	**重要** **110 円切手を１枚「①入札参加資格審査申請受付確認票」に添付(クリップ止め)すること。** ※　返信用封筒は不要 ※　110 円切手ではないもの(料金受取人払返信用封筒など)は不可 ※　複数の登録部門へ申請する場合、切手は部門ごとに必要
⑮	【希望者のみ】 書類が届いたことを証する書類を希望する場合は、右記の注意事項に沿って、同封してください。 ※「⑭登録通知送付用の切手」とは別に用意してください。 なお、当該書類は、書類の審査終了を証するものではありません。	△	△	△	－	申請書等に受領印が必要な場合は、次の書類を提出すること なお、当該書類は申請書類の中に綴らず、別葉としてください。 ・　受領印が必要な書類（入札参加資格審査申請書のコピーなど） ・　返信用の封筒（送付に必要な切手をあらかじめ貼付すること） ※　「⑭登録通知発送用の切手」とは別に用意すること ※　申請者の独自様式（返信用はがき等）でも可 **事務効率化のため、敬称が記載されていない場合の訂正は行いませんのでご了承ください。**

⑶　⑬経営規模等に関する確認書類

様式１入札参加資格審査申請書（物品の部）のうち４枚目「経営規模等に関する調書」に記載する事項について、事業者の選定の参考とするため次の調査項目の実施状況を確認したいことから、確認書類を提出してください。

入札参加資格審査に関する書類			
経営規模等に関する調書（様式１ ４枚のうち４枚目）		・該当する項目に記載及び✔印を付けてください。 また、該当する項目に関し、次の確認書類を提出してください。	
項目		評価内容	提出資料
8	市内の障害者就労施設等からの調達（契約）実績の有無	・別紙一覧（提出要領17～18ページ）の障害者就労施設等からの物品等の調達実績がある場合に対象となります。 ※障害者の自立促進のため「障害者優先調達推進法」が施行されたことから、法の趣旨を踏まえ、市として障害者支援に向けた取組みを進めていくにあたり、当該施設からの物品及び役務の調達実績について調査を実施するものです。	・契約書・領収書など、年月日・金額・品目が記載されており支出されたことが確認できる書類の写し ※１件分のみ添付して下さい
9	障がい者の雇用	・審査基準日現在で、次のいずれかに該当する場合に対象となります。 ①　法定義務のある事業者において法定雇用率以上の障がい者雇用がある場合 ②　法定義務のない企業において障がい者雇用がある場合 ※参考調査事項 ③　法定義務のある事業者において法定雇用率未満であるが、障がい者雇用がある場合 ※障害者雇用率制度の詳細は、厚生労働省のホームページ又は公共職業安定所（ハローワーク）でご確認ください。	【「有」の場合のみ】 ・①③の場合 公共職業安定所に提出している「障害者雇用状況報告書」の写し ・②の場合　次の書類(A+B)両方 (A)該当者の障害者手帳の写し (B)該当者の雇用の状況が分かる書類の写し（保険証、雇用保険被保険者証等）
10	市県民税の特別徴収	・審査基準日現在の、いわき市課税の市県民税の特別徴収の状況を確認します。 ※特別徴収についての詳細は、市民税課へご確認ください。	【「有」の場合のみ】 ・市県民税特別徴収税額決定通知書の写し ※表紙部分のみで可（税額部分については黒塗りすること）
11	社会保険等の加入状況	・審査基準日現在の、雇用保険・健康保険・厚生年金保険の加入状況を確認します。 ※詳細については、11～15ページをご参照ください。	【申請者全て】 ・雇用保険・健康保険・厚生年金保険に加入し、保険料を納入していることが確認できる書類の写し ※詳細は、11～15ページをご覧ください。

○　入札参加資格審査申請等に係る留意点

審査基準日	・申請書等の記載事項に係る基準日は、入札参加資格審査の申請をする日の属する月の前月の１日となります。 今回は令和８年 10 月１日現在となります。

注意点

社会保険等未加入対策の実施について

いわき市では、労働者の処遇向上と公平で健全な競争環境の構築のため、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入していない者（法令の規定により社会保険等の適用除外とされる者を除く。）を市が発注する建設工事等すべての入札等から除外することとなりました。

このことに伴い、入札参加資格審査申請にあたり社会保険等への加入を申請要件としますのでご理解願います。なお、加入等が確認できない場合は、申請を受け付けませんのでご注意ください。

1　社会保険等の加入義務について

社会保険等の加入義務は次のとおりです。なお、詳しくは年金事務所又は公共職業安定所（ハローワーク）にお問い合わせください。

【社会保険等加入義務一覧】　〇:加入義務あり

事業所区分	常用労働者の数	健康保険 厚生年金保険	雇用保険		適用除外となる保険
法人	１人～	〇	〇		―
	役員のみ	〇	―	⇒	雇用
個人事業所	５人～	〇	〇		―
	１人～４人	―	〇	⇒	健保、年金
	１人親方	―	―	⇒	健保、年金、雇用

健康保険・厚生年金保険

□法人の場合は、健康保険、厚生年金保険について適用事業所となります。

□個人事業所の場合は、家族従業員を除く従業員が５人以上の場合に、健康保険、厚生年金保険について適用事業所となります。

□健康保険については、適用事業所であっても、事業主が健康保険適用除外承認を申請し、年金事務所が承認した場合には適用除外承認を受けることができます。（全国土木建築国保等）

※適用事業所の該当等、詳しくは最寄りの年金事務所にお問い合わせください。

雇用保険

□法人、個人事業所に関わらず労働者を１人以上雇っている場合は、雇用保険について適用事業所となります。

□役員のみで構成される法人の場合、個人事業主又は同居の親族のみで構成される個人事業所の場合は、雇用保険について原則適用除外となります。

※適用事業所の該当等、詳しくは最寄りの公共職業安定所（ハローワーク）にお問い合わせください。

2　社会保険等加入状況の確認に関する提出書類について

入札参加資格審査申請にあたり、社会保険等に加入していることが確認できる書類の提出が必要となります。加入が確認できない場合には、申請を受け付けませんので御注意ください。

社会保険等加入状況の確認に関する提出書類について

次の書類の写しを提出してください。※1　（黒塗り等はせずに、金額等が見える状態で提出してください）

「健康保険」及び「厚生年金保険」について
→　①　直近月の各保険料を納付したことを証する書類の写し（納入告知書、保険料領収証書等）

「雇用保険」について（②と③両方）　※2
→　②　直近の「労働保険概算・確定保険料申告書」の写し（雇用保険料部分に記載があるもの※3）
　　③　直近の保険料を納付したことを証する書類の写し

建設業法に基づく経営事項審査を受けている場合

【総合評定値通知書に社会保険等の加入の項目がある場合（令和８年７月１日より前に申請した）】
総合評定値通知書の「その他の審査項目（社会性等）」欄のうち、すべての社会保険等の加入の有無が、「有」もしくは「除外」となっている場合には、上記①～③に代えて、④総合評定値通知書の写し（申請日時点で有効であるもの）でも可とします。

【総合評定値通知書に社会保険等の加入の項目がない場合（令和８年７月１日以降に申請した）】
上記①～③に代えて、有効期間内の建設業許可証の写しと、建設業の許可を申請した際に提出した「健康保険等の加入状況」の写し両方の提出でも可とします。

＜注意＞複数の登録部門に申請する場合は、申請する部門ごとに写しを添付してください！

※１　関連会社（親会社等）が加入する「健康保険」「厚生年金保険」「雇用保険」に便乗して加入しているため、自社名義の書類を提出できない場合は、次の書類(⑤と⑥両方)を提出してください。
⑤　関連会社が社会保険等に加入していることが確認できる書類（上記「①～③」または「④」の書類）
⑥　今回申請する会社が関連会社の社会保険等に加入する旨が記載された会社の約款等の写し
又は、今回申請する会社が関連会社の社会保険等に加入している旨が記載された関連会社が作成した証明書類（任意書式）

※２　「雇用保険」について事務組合等へ加入している場合は、次の書類(⑦と⑧両方)を提出してください。
⑦　組合が発行した、直近の「労働保険料等納入通知書」の写し(雇用保険料部分に記載があるもの　※3)
⑧　直近の保険料を納付したことを証する書類の写し

※３　「労働保険」とは、「労災保険」と「雇用保険」を総称した表現ですが、市で加入を確認するのは「雇用保険」の部分です。加入の形態によっては「労災保険」のみ加入し、「雇用保険」に加入していないケースがありますので、必ず「雇用保険」の加入が確認できる(雇用保険部分に数字等の記載されている)書類を提出してください。

3　添付資料の例　　※　様式は団体や納付方法等により異なります

「健康保険」及び「厚生年金保険」について

【直近月の各保険料を納付したことを証する書類の写し】

厚生年金保険料を納付していること

保険料納入告知額・領収済額通知書

あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日（納入期限）前日までに口座残高の確認をお願いします。

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

事業所整理記号	事業所番号

納付目的年月　年　月	納付期限　年　月　日	
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
合計額	円	

年　月分保険料	領収日　年　月　日	
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
合計額	円	

年　月　日

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長 印
日本年金機構
年金事務所

様

健康保険について
健康保険組合に加入・納付している場合は
健康保険組合の保険料領収書も提出して下さい。

様

健康保険 介護保険	一般保険料 調整保険料 介護保険料	領収証書	
告知番号	第　号	所属年度	年度
健康保険収入	一般保険料		円
	内訳 基本保険料		円
	特定保険料		円
調整保険料収入	調整保険料		円
介護保険収入	介護保険料		円
納付額			円

納付目的　年　月分
納付期限　年　月　日
納付場所

領収日付印

年　月　日

印

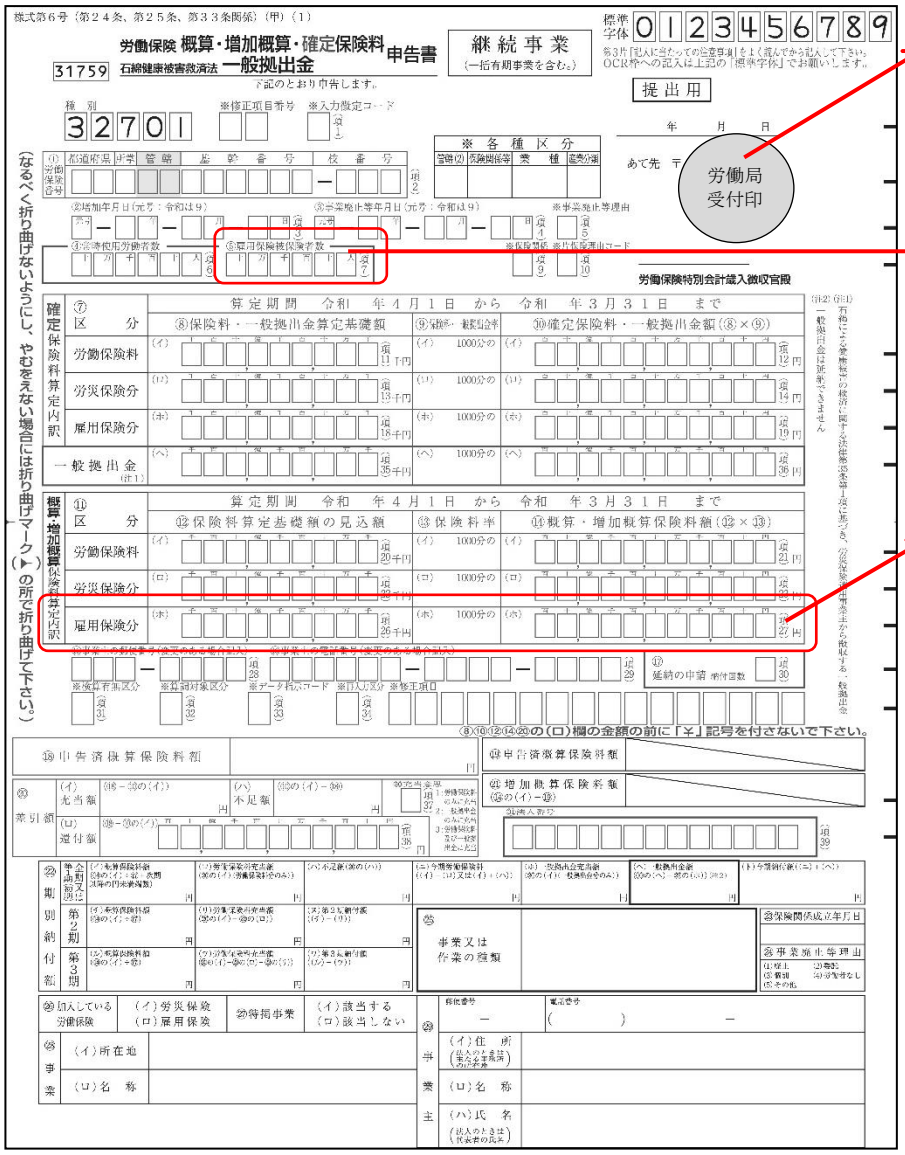
○○○○健康保険組合　印

【物品の部－市内】

「雇用保険」について

※雇用保険部分について「事務組合」へ加入・納付している場合は次ページをご覧ください。

【直近の「労働保険概算・確定保険料申告書」の写し（コピー）】



労働局の受付印があるもの
※電子申請の場合はその旨記載

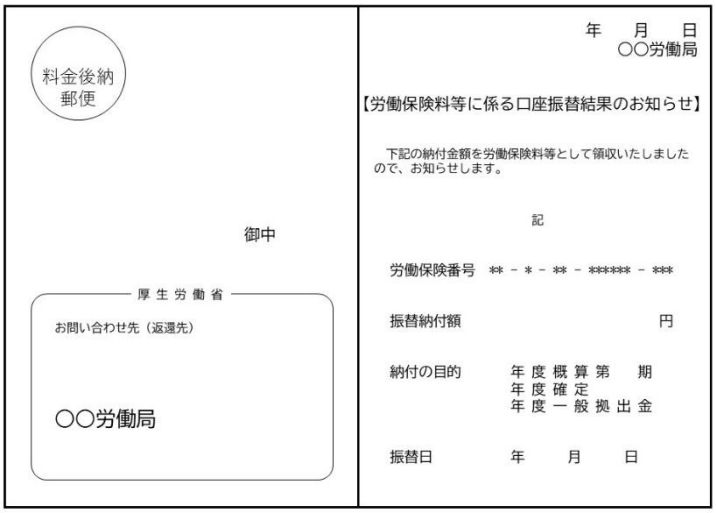
雇用保険被保険者数に記載があるもの

雇用保険部分に記入があるもの

ただし、労働保険料に労災保険分と雇用保険分の合算が記載されている場合は雇用保険分が空欄でも可（※⑬保険料率欄（イ）（ロ）（ホ）に率の記載があり、「イ＝ロ＋ホ」となる場合に限る）

＋

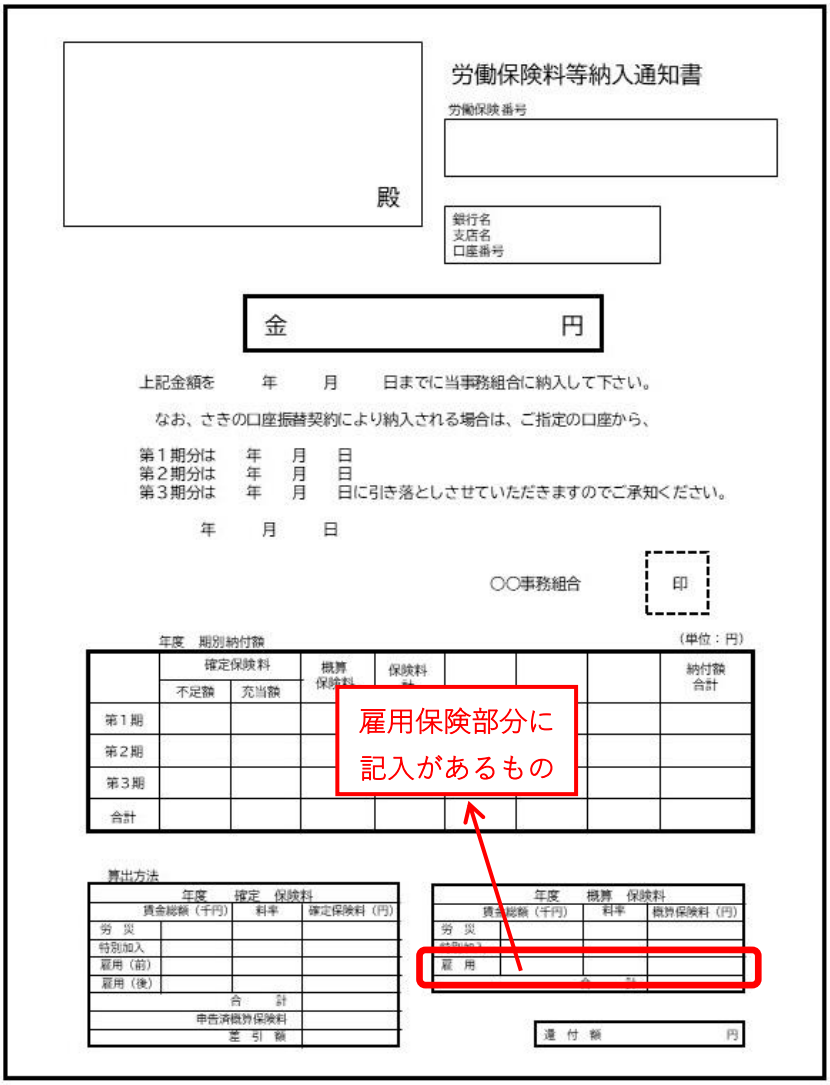
【直近の保険料を納付したことを証する書類の写し(コピー)】



【物品の部－市内】

※雇用保険について「事務組合」に加入・納付している場合

【組合が発行した、直近の「労働保険料等納入通知書」の写し】



労働保険料等納入通知書

労働保険番号

殿

銀行名
支店名
口座番号

金　　円

上記金額を　　年　　月　　日までに当事務組合に納入して下さい。

なお、さきの口座振替契約により納入される場合は、ご指定の口座から、

第１期分は　　年　　月　　日
第２期分は　　年　　月　　日
第３期分は　　年　　月　　日に引き落としさせていただきますのでご承知ください。

年　　月　　日

○○事務組合　　印

年度　期別納付額　　（単位：円）

	確定保険料		概算保険料	保険料計			納付額合計
	不足額	充当額					
第１期							
第２期							
第３期							
合計							

雇用保険部分に
記入があるもの

算出方法

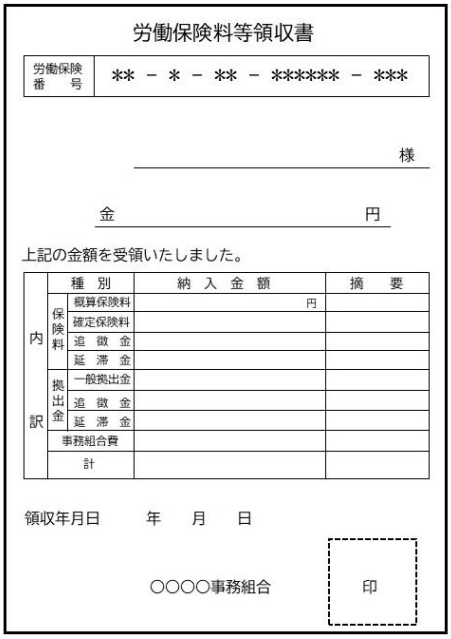
年度　確定　保険料			
	賃金総額（千円）	料率	確定保険料（円）
労　災			
特別加入			
雇用（前）			
雇用（後）			
合　計			
申告済概算保険料			
差　引　額			

年度　概算　保険料			
	賃金総額（千円）	料率	概算保険料（円）
労　災			
雇　用			
合　計			

還　付　額　　円

＋

【直近の保険料を納付したことを証する書類の写し(コピー)】



労働保険料等領収書

労働保険番号	** － * － ** － ****** － ***

様

金　　円

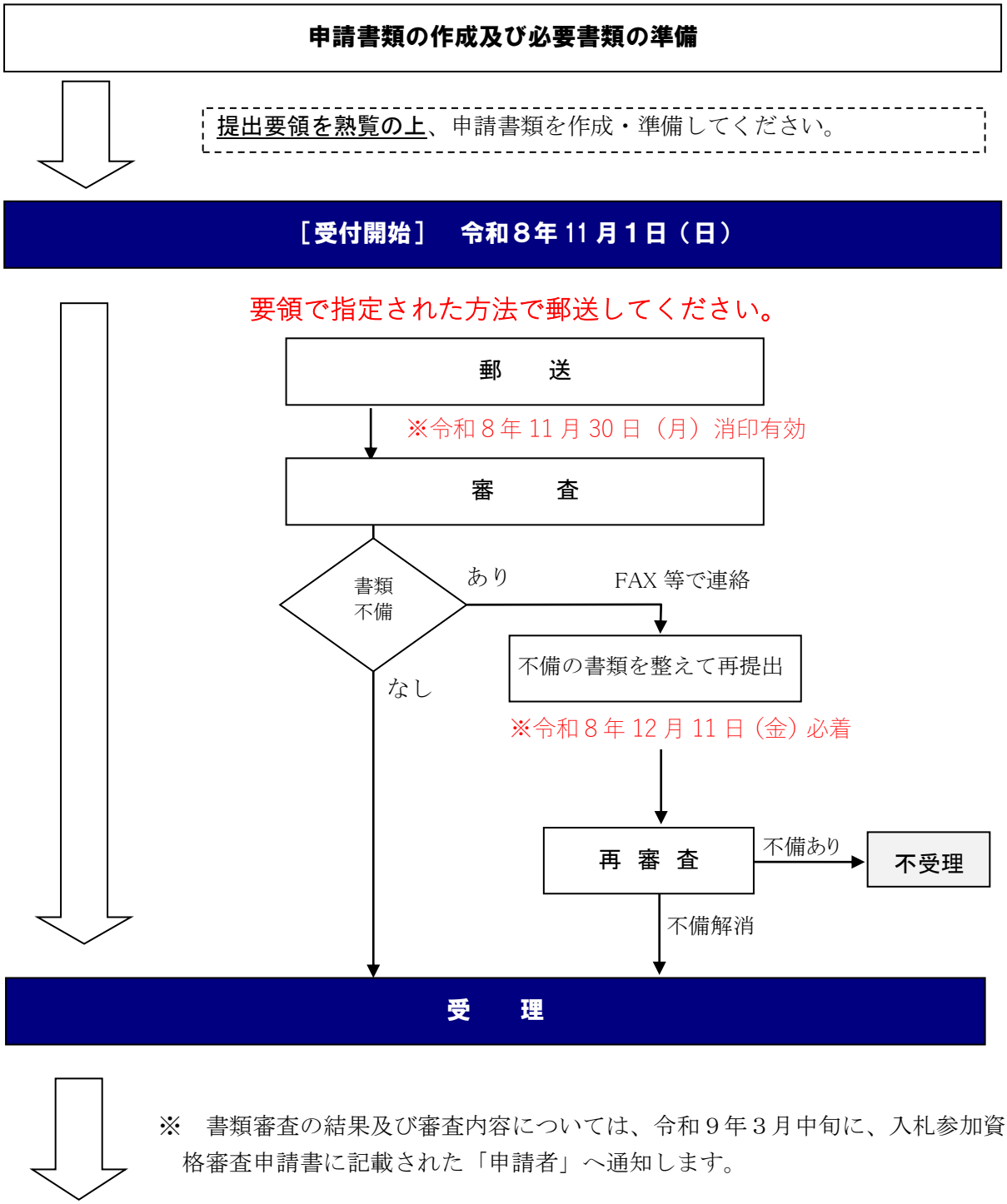
上記の金額を受領いたしました。

	種　別		納　入　金　額	摘　要
内訳	保険料	概算保険料	円	
		確定保険料		
		追　徴　金		
		延　滞　金		
	拠出金	一般拠出金		
		追　徴　金		
		延　滞　金		
	事務組合費			
	計			

領収年月日　　年　　月　　日

○○○○事務組合　　印

《参考》入札参加資格審査申請の流れ



※　書類審査の結果及び審査内容については、令和９年３月中旬に、入札参加資格審査申請書に記載された「申請者」へ通知します。

［入札参加有資格者名簿への登録］
登録の日（令和９年３月中旬）から令和 10 年３月 31 日まで

※　登録末日以降も継続して登録を希望する場合は、「更新」の手続きが必要です。登録末日の前年の11月（予定）に「更新」の入札参加資格審査申請を受け付けますので、市ホームページ（10月に要領・様式等を掲載予定）でご確認ください。